



鹿屋平和学習ガイド
新たに5人認定

6月9日、市役所で「鹿屋平和学習ガイド・戦争遺跡調査員」認定証授与式を行いました。調査員は、主に修学旅行や旅行ツアー等での案内や市内に残る戦争遺跡の調査等を行っており、今回新たに認定された5人を含め、これまでに29人を認定。5人は7月の修学旅行の受入れから戦争遺跡案内の活動を始めます。



官民連携のプロジェクト
チーム発足

6月8日、鹿屋市役所で金融機関との連携による政策立案プロジェクトチームが発足しました。これは、市と地元金融機関が連携して、各テーマに関する問題点や解決策を検討する取り組み。第1回目となった今回は、市が抱える問題点や取り組みなどを情報共有し、今後の政策立案への足掛かりを探って活発な意見交換が行われました。



平和の願いを込めた
小石のイラスト

6月6日、南町集落センターの慰霊碑前の舗装面に小石でイラストが描かれました。この慰霊碑は西南戦争、日露戦争、太平洋戦争の戦死者を慰霊するもので、より多くの人々の目に触れてもらおうと、昨年西侯城跡から現在の場所に移転。この日は南小学校の児童が描いたイラストをもとに、平和の願いを込めながら小石が並べられました。



新型コロナワクチン
大規模接種開始

6月21日から、串良平和アリーナで鹿児島県が実施する新型コロナワクチン大規模接種が始まりました。これは地域拠点として、鹿児島市と鹿屋市に大規模接種会場を2か所設けることで、高齢者等へのワクチン接種の早期終了を目指すもの。同会場では、2回目のワクチン接種が7月30日までに終了する予定です。

鹿屋市ホームページ (<https://www.city.kanoya.lg.jp/>)



お知らせ 国民年金の免除制度
をご利用ください



20歳以上60歳未満の厚生年金に加入していない学生や自営業などで、保険料の支払いが困難な場合は、国民年金保険料の免除や納付猶予制度、学生納付特例制度を利用できます。

手続きをすると前年所得などの審査が行われ、認められると保険料が免除又は猶予されます。免除・納付猶予の申請は、過去2年1か月まで遡って申請ができます。

【例】免除・納付猶予申請を令和3年7月にする場合



●必要なもの 本人確認書類、失業を理由とする申請の場合は離職票又は雇用保険受給資格者証、学生は学生証の写し又は在学証明書

●申請場所 市民課、各総合支所住民サービス課、各出張所、鹿屋年金事務所

※保険料が未納の状態でも障がいや死亡等の不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金等が受給できなくなる場合があります。学生であった期間に利用できる免除制度は、学生納付特例制度のみ



市民課 Tel 0994-31-1114

募集 「法律なんでも相談」
の相談希望者

事業上の金銭貸借・取引先や顧客とのトラブルやクレーム対応・従業員との労働紛争などの法律に関する相談

●日時 8月19日(木) 13:30～16:30

●場所 鹿屋商工会議所(新川町)

●対象者 市内に事業所を有する事業者

●定員 5人(先着順)

●対応者 濱田 徹 弁護士(おおすみ法律事務所)

●相談料 ○鹿屋商工会議所会員=1,100円

○非会員=3,300円

●申込 8月18日(水)までに申込書をFAX

※申込書は鹿屋商工会議所に有り

鹿屋商工会議所 Tel 0994-42-3135
FAX 0994-40-3015

お知らせ 介護保険料の減免制度
があります



介護保険料の納付が困難な人で一定の要件を満たす場合は介護保険料の減免制度があります。

●特別な事情により生計維持者の収入が減少した人

○死亡、重大な障がい、長期入院

○事業の休廃止・失業等、農林水産物の不作・不漁 など

●災害等により被災した人

○生計維持者が所有する財産が被災した場合 など

※新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年の収入が減少すると見込まれる人についても減免措置がありますので、お問い合わせください。

市高齢福祉課 Tel 0994-31-1116

申請 中小法人・個人事業者
のための月次支援金



●対象者 令和3年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響を受けて、4～7月の月間売上が前年又は前々年の同月と比較して50%以上減少している中小法人・個人事業者 など

●給付額 ○中小法人等=1か月当たり上限20万円

○個人事業者=1か月当たり上限10万円

●申請 国の月次支援金ホームページから申請

●申請期限 ○4・5月分=8月15日(日)

○6月分=8月31日(火)

○7月分=9月30日(木)

月次支援金相談窓口(経済産業省)
Tel 0120-211-240 IP電話 03-6629-0479

申請 鹿児島県飲食店
第三者認証制度



基準に適合した新型コロナウイルス感染防止対策を実施する県内の飲食店を認証し、公表する制度

●対象 食品衛生法に基づく営業許可(飲食店又は喫茶店にかかる許可に限る)に記載されている事業を営む県内の事業用施設

※詳細は県ホームページに有り

●申請 申請書を郵送

●認証までの流れ



県飲食店第三者認証制度事務局 Tel 050-3183-0094
〒892-0848 鹿児島市平之町9-33 牧野ビル5階

申請 ふるさと鹿児島Uターン
就活応援事業補助金



●対象者 県内に事業所を有する個人事業主や法人 など

●対象経費 県外在住の大学生等が県内でのインターンシップや採用面接に参加する際に企業等が負担する交通費及び宿泊費

●補助金額 支給した交通費・宿泊費合計の2分の1

○九州内在住者=1人当たり上限1万円

○九州外在住者=1人当たり上限3万円

※申請1者当たり10万円上限(申請は1者1回)

●申請 7月30日(金)までに事前登録し、令和4年2月28日(月)までに申請書等を提出

※申請書等は県ホームページに有り

県商工政策課 Tel 099-286-2990

申請 副業人材活用
支援補助金



副業人材を活用して経営課題の解決等に取り組む事業者を対象に、副業人材の活用経費の一部を助成

※副業人材とは、他社に所属しながら職務や期間を限定して別の会社からの仕事を請け負う個人のこと

●対象者 市内に主たる事業所を有する事業者

※その他要件有り

●対象経費 副業人材や副業マッチング支援企業に支払う委託料 など

●補助金額 対象経費の2分の1以内(上限5万円)

●申請 事前相談のうえ、申請書を提出

※申請書は市ホームページに有り

市産業振興課 Tel 0994-31-1180